

島根リハビリテーション協会会則

(名称)

第1条 この会は島根リハビリテーション協会と呼称する。

(目的)

第2条 この会は自由な学術研究を通じ、本県のリハビリテーション医学並びに地域リハビリテーションの進歩・発展に寄与する。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
 - 2) 教育研修
 - 3) 会員相互の親睦
- その他必要と認めるもの

(会員)

第4条 この会の会員は、島根県においてリハビリテーションに関わる職種や、本会の趣旨に賛同し、入会を希望するものとする。とくに退会を申し出ない限りは会員資格は維持される。会費を3年間未納の場合は会員資格を喪失する。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおき、役員会を構成する。

- 1) 会長1名、副会長2名、幹事若干名、監事2名
- 2) 会長、副会長は役員の内選による
- 3) 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない
- 4) 顧問を置くことができる

(役員会)

第6条 会員が招集し、会の企画・運営にあたる。

(総会)

第7条 研究会開催時に総会を開催する。

- 1) 議決を要する場合は、出席者の過半数をもって決する
- 2) 会務報告を行う

(研究会)

第8条 学術集会として、役員会で選出された開催担当者が開催する。

- 1) 開催日は年1回とする
- 2) 開催場所は開催担当者がその都度定める
- 3) 参加料は開催担当者がその都度定める
- 4) 発表資格は、主演者は会員に限るものとする

(会費)

第9条 この会の会費は役員会で定めた額とし、会計年度は1月1日から12月31日とする。

(賛助会員)

第10条 本会の趣旨に賛同する企業・団体は一口5,000円の会費を2口以上納めれば賛助会員になることができる。

(事務局)

第11条 役員会で定めた会務を司る。会費の徴収・管理、情報の配布、記録の保存を行う。場所は役員会で定めた所に置く。

附則

この会則は平成15年9月20日から運用する。

この会則は平成17年5月21日から運用する。